

意見書

平成16年 8月21日

総務省総合通信基盤局

電波部電波政策課 殿

郵便番号:432-[REDACTED]

(はままつし [REDACTED]

住 所:浜松氏 [REDACTED]

氏 名: [REDACTED]

電話番号: [REDACTED]

電子メール: [REDACTED]

「電波有効利用政策研究会 電波利用料部会 最終報告書(案)」に関し、別紙
のとおり意見を提出します。

平成 16 年 8 月 21 日

総務省 電波有効利用政策研究会 最終報告書（案）
「電波利用料制度の見直しについての基本的考え方」に関する意見

本報告書に関し意見を申し述べます。

微弱電波を利用している免許不要局に対する電波利用料徴収は、従来どおり非徴収とするのが妥当であり、再考して頂きたいと考えます。

その理由を下記に述べます。

① 免許不要局の特徴の考慮

免許不要局は、小出力で伝播範囲も小さいため電波秩序に混乱をもたらす懼れが小さいことや、免許局のように周波数帯への排他的権利もなく、免許不要局が受ける利益も間接的なものにすぎません。

② 技術研究開発の阻害原因

自動車には、安全・環境対策、物流効率化、利便性向上のため、通信技術の導入が急速に進展しています。それらの機器（ASV 装置、ETC、ACC、キーレス等）から電波利用料を徴収することは、無線 LAN やミリ波、マイクロ波等の導入に取り組んでいるメーカーの妨げになるとともに、新産業の誕生や技術研究開発を阻害する原因となります。

③ ユーザのコスト負担

利用料については、自動車製造者が車に対して負担することになり、結局は車を購入するユーザのコスト負担につながります。これは ITS 機器等が、今後なおいっそうユーザに受け入れられる仕様、コストを考慮して開発されている中で、普及を妨げる大きな原因となります。

追記：本制度見直しの議論の進め方について

本議論については、自動車業界も入っておらず、ごく一部で議論されてきた経緯があります。電波は、国民共有の財産であり、産業、生活に大きな影響を与えることを考慮して、電波の使途や利用料負担を議論する場合は、オープンに行い、国民に納得がいく結論を出すべきであると考えます。

以上